

残薬回収月間実施要項

1. 趣旨・目的

お薬の飲み残しによって医療費増大の現状が問題視されている昨今、自宅に余っている本人または家族のお薬を回収し、適切な指導を行い、地域住民の健康増進及び医療費の抑制に貢献することを目的とする。

2. 実施期間（周知期間含む）

令和3年9月13日（月）～10月23日（土）

3. 実施方法

（1）薬局内外で「お薬整理お薬立ちバッグ」の周知用ポスターの掲示及び、来局者へ同月間の声掛けを行い、この残薬がいつ処方されたものなのか？どのように処分するのか？どんな効果があるのか？誰に処方されたものなのか？などの疑問を抱えている残薬を持参した方のお薬を回収し、薬局で処分または指導等を実施する。

（2）対応後は「記録・対応票」に記入してください。

※本会ホームページにひな型を掲載しておりますのでご活用ください。

（3）令和3年8月分の処方箋受付回数から、開局日1日あたりの平均受付回数を算出する。実施期間内に平均受付回数の1%以上に相当する患者や来局者が持参した残薬の処分及び指導を実施し、記録票に記録する。これを実施期間中に行う。

但し、1日あたりの受付回数が100未満の場合は、週1回の対応で可とする。また、1%以上の数字で端数が出る場合は、切り捨てとする。

例：1日あたりの処方箋受付回数が130回の場合は、9月13日～10月23日間で6名が持参されたお薬を処分及び指導を実施し、実施した内容をメールまたはFAXにて報告。

4. 啓発・周知用資材について

県薬ホームページトップのお知らせ欄“薬局・薬剤師の皆様へ”内にある「残薬回収月間」から、掲示物（チラシ）を印刷してご利用ください。

5. 報告方法について

県薬ホームページトップのお知らせ欄“薬局・薬剤師の皆様へ”内にある「残薬回収月間」から、所定の様式をダウンロードし、10月25日（月）～29日（金）までにメールまたはFAXにて提出してください（記録票の原本は各薬局にて保管）。

また、啓発や周知を行ったにもかかわらず、該当患者・来局者が居なかった場合には、周知を行った人数を報告してください。※記録票の保管期間は、薬歴と同様に3年とする。

報告様式

- ・（報告様式1）残薬回収月間報告について ※必須
- ・（報告様式2）記録・対応票 ※必須
- ・（報告様式3）患者の服薬状況等に係る情報提供書 ※提出可能な薬局のみ

6. 修了証の発行について

報告内容を精査した後に、早々に発送いたします。

7. その他

麻薬・覚せい剤・向精神薬や、注射針・インスリンの廃棄依頼があった際には、各薬局にて適切に

処分・記録を保存してください。

【実施のポイント】

- ・自薬局において、患者や来局者に残薬回収月間の啓発・周知を行い、薬局の全ての従事者の協力のもと実施する。
- ・「かかりつけ薬剤師・薬局」の意義と共に処方箋を受け付けなくても「薬のことや健康に関することなどは、薬局・薬剤師にご相談ください」ということを伝えることに重点を置く。
- ・啓発・周知用チラシの掲示だけでなく、一言でも良いので薬剤師からの声掛けを行う。